

別記様式第 10 号（法第 7 条第 9 項関係）

（認定）生産方式革新実施計画の概要

<u>認定日</u> 令和 7 年 2 月 2 1 日	<u>実施期間</u> 令和 7 年 3 月 ～ 令和 1 1 年 1 2 月
<u>申請者（代表者）</u> 有限会社フロンティアはら 代表取締役 原 雅幸	<u>都道府県</u> 石川県
<u>生産方式革新事業活動の実施体制</u> 統括責任者：原 雅幸（代表）、実施責任者：原 陸斗 ☐ スマート農業技術活用サービス事業者（ ） ☐ 食品等事業者（ ）	

生産方式革新事業活動の内容

<u>目標／解決すべき課題（経営上の課題）</u> 急激に農地集積が進み、経営面積が急増したことから農繁期の作業競合、また猛暑による生産環境悪化があるが、これらに対応できる技術を持った人員の確保が難しい。 スマート農業技術とこれを有効利用する生産方式を行うことにより、品質の保持、向上を図りながら人員不足に対応する。	
対象品目	水稻
活用するスマート農業技術	直進アシスト付田植機、直進アシスト付可変施肥田植機、食味・収量コンバイン、栽培管理システム
導入する新たな生産の方式	
☒ イ ほ場の形状、栽培又は飼養の方法、品種等 ☐ ロ 機械化体系に適合した農産物の出荷方法 ☒ ハ データの共有等を通じた有効な活用方法 ☐ ニ その他	
（内容） イ 作期の異なる品種の活用 ハ 栽培管理システムのデータの共有と分析を行い活用	
<u>スマート農業技術と新たな生産の方式の導入内容の関連性</u> 作期の異なる品種の活用を通じた作業期間の延長による、直進アシスト付き農機の稼働率を上げることにより、労働生産性の向上を図る。 栽培管理システムのデータを、地域の他の情報を保有する営農指導員とアカウント連携することにより、生育ステージ予測などを共有し、分析を行うことで、ほ場ごとの最適な施肥等を実施することにより品質・収量の向上を図る。	

【活用予定の特例措置】

- ☐ 日本政策金融公庫の長期・低利の資金（スマート農業技術活用促進資金）の貸付け
- ☐ 税制特例（スマート農業技術活用投資促進税制）
- ☐ 農地法の特例（農地法第 43 条第 1 項の届出に関する手続のワンストップ化）
- ☐ 航空法の特例（ドローンの飛行許可に関する手続のワンストップ化）
- ☐ 野菜生産出荷安定法の特例（契約指定野菜安定供給事業の適用）